

福祉人材確保のための特別決議

～人材確保なくして社会保障の維持なし～

全 国 知 事 会
平成29年7月27日

少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、福祉人材が不足した状態が続くと、我が国の福祉は確実に崩壊する。

政府は、今年6月に「子育て安心プラン」による待機児童対策を打ち出すなど、保育・介護の施設整備を進めているが、福祉人材の有効求人倍率は全職種平均に比べ極めて高い水準で推移しており、その運営に必要な人材が確保できない状況にある。

保育士については、国の「保育士確保プラン」によれば、今年度末までに新たに約7万人の確保が必要になるとされており、また、介護人材については、国の需給推計によれば、2025年度には約38万人が不足すると見込まれているが、抜本的かつ実効性のある打開策は見出せておらず、危機的状況である。

こうした認識に立って、全国知事会としては、特に下記の措置について直ちに断行するよう強く求める。

記

1 労働環境の整備と処遇改善

- (1) 今年度予算において一部改善が図られたものの、保育や介護の分野への参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるよう更なる賃金の底上げを図ること。
- (2) 今年3月に政府がまとめた「働き方改革実行計画」を確実に実行し、保育士や介護従事者が仕事と育児・介護を両立できるよう、業務負担の軽減に向けた取組への支援や、休業・休暇制度の充実などの環境整備を行うとともに、雇用主の理解促進を図ること。

2 人材確保のための環境整備

- (1) 保育士の資格試験の機会の拡充による保育士確保とともに、看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度導入等による潜在保育士の就職・再就職支援の強化を図ること。
- (2) 多様な人材を確保するため、まずは介護に対する正しい理解とイメージアップの取組を図ること。また、外国人介護人材の円滑な受入れに向け、日本語学習や生活相談等の支援体制を整備すること。併せて、障害者や元気高齢者等の新たな担い手が介護現場へ参入しやすい環境整備を推進すること。

3 関連する予算の十分な確保

福祉人材の育成や確保には、長期にわたる息の長い取組が必要であるため、短期的な予算の確保だけでなく、将来にわたって安定的な財源の確保を図ること。

(平成29年7月27日 全国知事会高齢者認知症対策・介護人材確保PT)

介護人材確保対策の抜本強化に向けた提言

昨年7月に全国知事会として「超高齢社会非常事態宣言」を行ったところであるが、その後も介護関連職種の有効求人倍率は右肩上がりの状態が続いており、依然として事態は改善されていない。

即効性のある抜本的な介護人材確保対策を講じなければ、国の掲げる「介護離職ゼロ」が達成できないばかりでなく、自宅や施設等で適切な介護サービスを受けることができない要介護者を増加させることにもなりかねない。

については、介護人材確保対策の抜本強化に向け、以下の事項を提言する。

1 多様な人材確保と人材育成

(1) 介護への理解とイメージアップ

将来を担う子どもたちやその親、教育関係者をはじめとする国民全体を対象に、介護に関する正しい理解が進むよう、メディアの活用や全国的なイベントの実施などによるイメージアップを図るとともに、小・中・高等学校（特別支援学校も含む。）における授業に介護の時間や体験授業を組み入れるなど、文部科学省等とも連携して理解促進を図ること。

また、潜在的な介護有資格者呼び戻しも視野に入れて、全国的な広報の取組を行うこと。

さらに、若い世代からの介護職参入を促進するため、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士等の資格を取得する場合には、科目免除をする等のインセンティブを検討すること。

(2) 多様な人材の参入促進

①外国人介護人材の受入れ

今後、多様な介護人材を確保していくためにも、定住外国人の参入が必要であることから、日本語研修等の支援や受入れ事例の紹介等による理解促進を図ること。

また、介護分野における技能実習生の受入れに当たっては、入国時の日本語能力レベルの「N4」を担保するとともに、実習開始段階における介護知識習得レベルについて一定の水準を設け、その水準を確実に習得できる仕組みを構築すること。

さらに、技能実習生の日本語学習や生活相談などの支援体制を十分に整備するとともに、一定の基準を満たした実習生については、介護保険施設における基本の人員配置基準の算定対象に加えること。

加えて、定住外国人や外国人留学生の介護福祉士国家試験において、英語等多言語による受験を可能とするなど、外国人が資格を取得する際の配慮を行うこと。

②若者、障害者及び元気高齢者等の参入促進

介護福祉士修学資金について、介護福祉士の資格取得を促進するため、機関保証制度など、連帯保証人の確保が難しい学生に対する支援体制の整備を促進するとともに、返還債務免除要件を緩和すること。

また、労働部局や関係団体との連携により、障害者や元気高齢者等の新たな担い手が介護現場へ参入しやすくなる取組を強化すること。

さらに、他の福祉資格を有する者が介護福祉士等の資格取得をしやすくするなど、他の職種からの参入促進を図ること。

(3) 資質の向上

認定介護福祉士を法的に位置付けるとともに、介護職の専門性と役割分担を明確にし、専門性の高い人材配置に係る介護報酬上の評価を行うこと。

また、介護実践力の指導やマネジメントなど、介護職の中核を担う認定介護福祉士を早期に養成するため、各都道府県における認定介護福祉士養成研修実施機関の設置を促進し、実施機関ごとに格差のない研修実現のための体制を整備すること。

(4) 社会福祉法人等の運営基盤の整備

処遇改善や人材育成等を目的として、複数法人が連携等による体制強化を図ることが可能となるような制度を構築すること。

2 介護従事者の処遇改善

介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるよう、介護従事者全体の賃金の底上げを図ること。

また、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する取組を評価し、その結果を介護報酬に反映させる仕組みを構築すること。

3 労働環境の整備と業務負担軽減

(1) 労働環境の整備

職場定着支援助成金（介護労働者雇用管理制度助成）等を広く効果的に活用するため、労働部局と都道府県との連携強化の促進を図ること。

(2) 子育て支援環境の整備

両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）等の助成を受けた場合でも、受給年度が異なるときは、地域医療介護総合確保基金による施設内保育施設運営支援事業を利用できるよう要件を緩和すること。

また、仕事と育児・介護の両立支援に係る休業・休暇制度の充実や雇用主の理解促進等を図るための環境を整備すること。

(3) 介護従事者の業務負担軽減

地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用した介護ロボット等導入支援特別事業については、十分な財源を確保した上で改めて実施すること。

また、地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット等導入支援事業については、補助上限や対象機器などの要件を緩和すること。

併せて、研究機関や民間企業等による介護ロボット技術の向上や技術開発の更なる

加速化を図り、導入効果を実証される場合の介護報酬による評価について検討を進めること。

(4) 業務効率化

介護現場において業務効率化が図られるよう、ICT活用による情報共有等を促進するための補助事業を創設するとともに、導入促進が図られるよう事務の標準化等の体制を整備すること。

4 地域医療介護総合確保基金の財源確保と効果的な活用

地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、消費税増収分を原資とし、地域ごとの様々な実情に応じ、創意工夫を活かせる柔軟な仕組みを目指すという制度改革の趣旨のもと設置されたものである。

こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて自主性を反映した事業執行を可能とするため、個別事業の実施要件の緩和や区分間流用など、弾力的な運用を可能とするとともに、長期的視点に立った継続的な取組となるよう、十分な財源を確保すること。

また、効果的な活用事例を分析し、各都道府県においても取組が進むような情報を提供すること。

平成 2 9 年 8 月 2 3 日

全国市長会介護保険対策特別委員会
委員長 高松市長 大 西 秀 人

本日の介護給付費分科会には、公務のため出席が叶わないことから、下記のとおり意見を提出いたします。

記

○介護人材確保対策について

介護現場においては、依然として、介護に対するマイナスイメージの払拭、介護職員の離職率の低減、処遇・労働環境の改善等が十分に図られているとは言えない状況にあり、慢性的な職員不足が続いている。

市町村としても、関係機関や都道府県とも連携しながら、地域の介護人材確保に取り組んでいるところであるが、今後も増え続ける要介護・要支援認定者に対して、適切にサービス提供していくためには、処遇改善などの抜本的な人材確保対策を講じる必要がある。

また、地域における良質な雇用確保のためにも、介護職員の賃金改善につながる実効ある措置を講じるとともに、介護職の社会的評価の向上や介護人材の確保・定着・育成等に向けた取組を強化・継続する必要がある。

多くの地域においては、2025 年を見据えたとしても、十分な介護人材を確保できる保証はまったくない状況であることを勘案のうえ、適切な介護人材の確保や介護従事者全体の処遇改善等を目指し、市町村等の意見を十分に踏まえ、必要な対策を講じられたい。